

【インドネシア】インドネシアにおける雇用創出オムニバス法の公布・施行について

2020年11月19日

ジェトロ・シンガポール事務所

JETRO シンガポールより、インドネシアにおける雇用創出オムニバス法の公布・施行についてのお知らせです。

2020年11月2日、インドネシアの雇用創出オムニバス法がジョコ・ウィドド大統領の署名を経て、公布・施行されました。JICAの協力で署名後の条文を確認したところ、特許実施義務（20条）は当初の法案のように廃止とはならず、「実施」の態様が追加される改正がなされました。

具体的には以下のとおりである。

- ・第20条第1項は、特許がインドネシアで実施されなければならない、旨の規定になりません。
- ・同第2項は、第1項の特許の実施として、以下の態様を特定しています：
 - a. 物の特許の実施：特許製品の製造、輸入、またはライセンス供与
 - b. プロセスの特許の実施：当該方法による製品の製造、ライセンス供与、または輸入
 - c. 方法、システム、および用途の特許の実施：方法、システム、および使用から生じる製品の製造、輸入、またはライセンス供与を含む方法、システム、およびその使用
- ・強制実施権の許可に関する第82条aの規定は、インドネシアで、特許が付与されてから36ヶ月以内に第20条でいう特許の実施がなされない場合を規定しています。

オムニバス法にはその他、小発明（実用新案）の対象、また商標法の改正も含まれます。

情報公開日

2020年11月3日

URL 等

<https://www.straitstimes.com/asia/se-asia/indonesia-president-jokowi-signs-contentious-omnibus-bill-into-law>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。